

生活保護受給者の社会的な居場所づくりと 新しい公共に関する研究会（第6回）

日程：平成22年6月28日（月）

15：00～17：00

場所：航空会館5階501会議室

（東京都港区新橋1丁目18番1号）

1 議事次第

（1）開会

（2）委員からの報告

・首都大学東京 都市教養学部 岡部 卓 教授

（3）提言骨子（案）についての意見交換

（4）閉会

2 配布資料

（1）岡部委員からの提出資料：資料1

（2）生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会
提言骨子（案）：資料2

（3）セーフティ・ネットワークの実現に向けて～セーフティ・ネットワーク
実現チーム中間取りまとめ～（抜粋）：参考1

（3）第5回研究会におけるブレインストーミングのまとめ：参考2

（4）第5回研究会傍聴者によるコメントシートのまとめ：参考3

（5）韓国における貧困対策（稲葉委員提出資料）：参考4

（6）生活保護受給者の声（櫛部委員提出資料）：参考5

（7）生業扶助の状況：参考6

厚生労働省 生活保護受給者の社会的居場所づくりと新しい公共に関する研究会
2010.6.28 航空会館

生活保護受給者の「社会的居場所」づくりと「新しい公共」に関するメモ

岡部卓（首都大学東京 都市教養学部 人文/社会系 教授）

<報告>

- 1 社会的居場所はなぜ必要か
 - 2 貧困と社会的居場所の関係
 - 3 貧困対策としての生活保護制度
 - 4 自立と「働くこと」の関係
 - 5 生活支援における「新しい公共」の関係
-

1 社会的居場所はなぜ必要か

(1) 国民・住民生活と生活リスク

①人口/家族/地域/産業/雇用/環境等の構造変容

②生活リスクの態様

— 図1.2.3

③生活リスクの対処と課題

・ 家族/市場/国家

・ 新たなシステム（考え方・仕組み・体制・方法）の検討

(2) 社会的居場所とは何か

— 図4

①社会的居場所の目的

②機能

2 貧困と社会的居場所の関係

(1) 貧困の概念

①絶対的貧困・相対的貧困

○もの

○生活様式と生活資源

②社会的排除としての貧困

○関係

③ケイパビリティの欠如としての貧困

○ものと能力・機能の組み合わせ

(2) 貧困をめぐる生活問題

①格差・不平等と貧困・社会的排除

②生活問題の多様性・重層性・広汎性

③生活問題の現代的課題

○所得の喪失・低位性の固定化→生活諸部面への波及

○物心両面への着目

ーとりわけ将来への展望（希望）が見いだせない

○生活の規則性→労働の規則性

○つながりの希薄化—家族・地域・職域

3 貧困対策としての生活保護制度

(1) 社会保障の役割・意義

(2) 所得階層と社会保障

①前提としての雇用対策・住宅対策

②所得階層と社会保障・社会福祉制度

○一般階層 →社会保険、福祉サービス

○低所得階層 →社会手当、生活福祉資金貸付制度等、福祉サービス

○貧困層 →生活保護、福祉サービス

—図5

(3) 生活保護制度の役割・機能

最低生活保障（所得保障）と自立助長（対人サービス）

① セーフティ・ネット

② ナショナル・ミニマム

その他 ③所得再分配機能、④生活と経済の変動安定化機能、⑤社会的統合機能

4 自立と「働くこと」の関係

(1) 自立と自律

—図6

自立—公私の援助を受けないこと ←依存

自律—選択と決定に基づく生き方の選択 ←他律

(2) 生活保護における自立・自律

—図7

(3) 「働くこと」(労働)の意味と範囲

① 「働くこと」(労働)の意味

生命・生活・関係性の構築・自己実現

② 「働くこと」(労働)の範囲

—図8

・有給労働（ペイドワーク）と無給労働（アンペイドワーク）

・就労成立の三条件

—図9

・就労移行への三条件

—図10

・多様な働き方

—図11

・「働くこと」(労働)と生活保護制度における自立・自律の関係

5 生活支援と「新しい公共」の関係

(1) 新しい公共

—図12

- ・市民・営利・非営利・行政の連携・協働のもとでどのように社会の諸課題（公共の課題）を緩和・解決に立ち向かうか
- 行政（官）が担う公共から市民・企業・NPO等が連携・協働して担う「新しい公共」へ
- 考え方・仕組み・体制・方法の検討

- *参考：A 家族・地域など（インフォーマルセクター）
B 企業（営利セクター）
C 社会福祉法人、NPO等（民間非営利セクター）
D 行政（公的セクター）

—公（D）民（B・C）私（A）

- ・各セクターの特徴（利点と課題）の検討

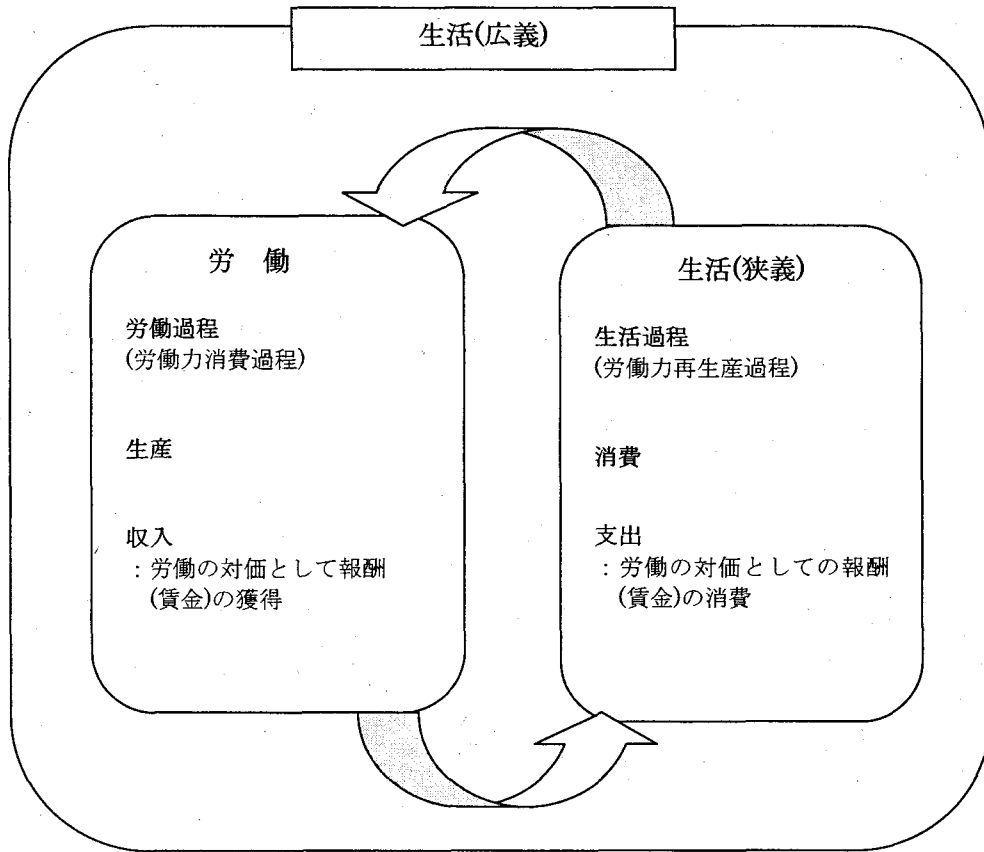
企業—企業の社会的責任、社会貢献（事業、寄付等）、ソーシャルビジネス等
社会福祉法人・NPO等—自発性、先見性、柔軟性等の特質を活かした活動
行政—全体性・安定性・継続性を視野に入れた制度運営

- ・ガバナンス（統治） コンプライエンス（法令遵守） アカウンタビリティ（説明責任）
- ・統制と裁量
- ・ソーシャルキャピタル（社会関係資本）
- ・資源（人・モノ・カネ・ノウハウ・情報）
- ・関係構築とパートナーシップ（協力関係）とそれを支える条件整備

(2) 生活支援を支える仕組み・体制・方法の例

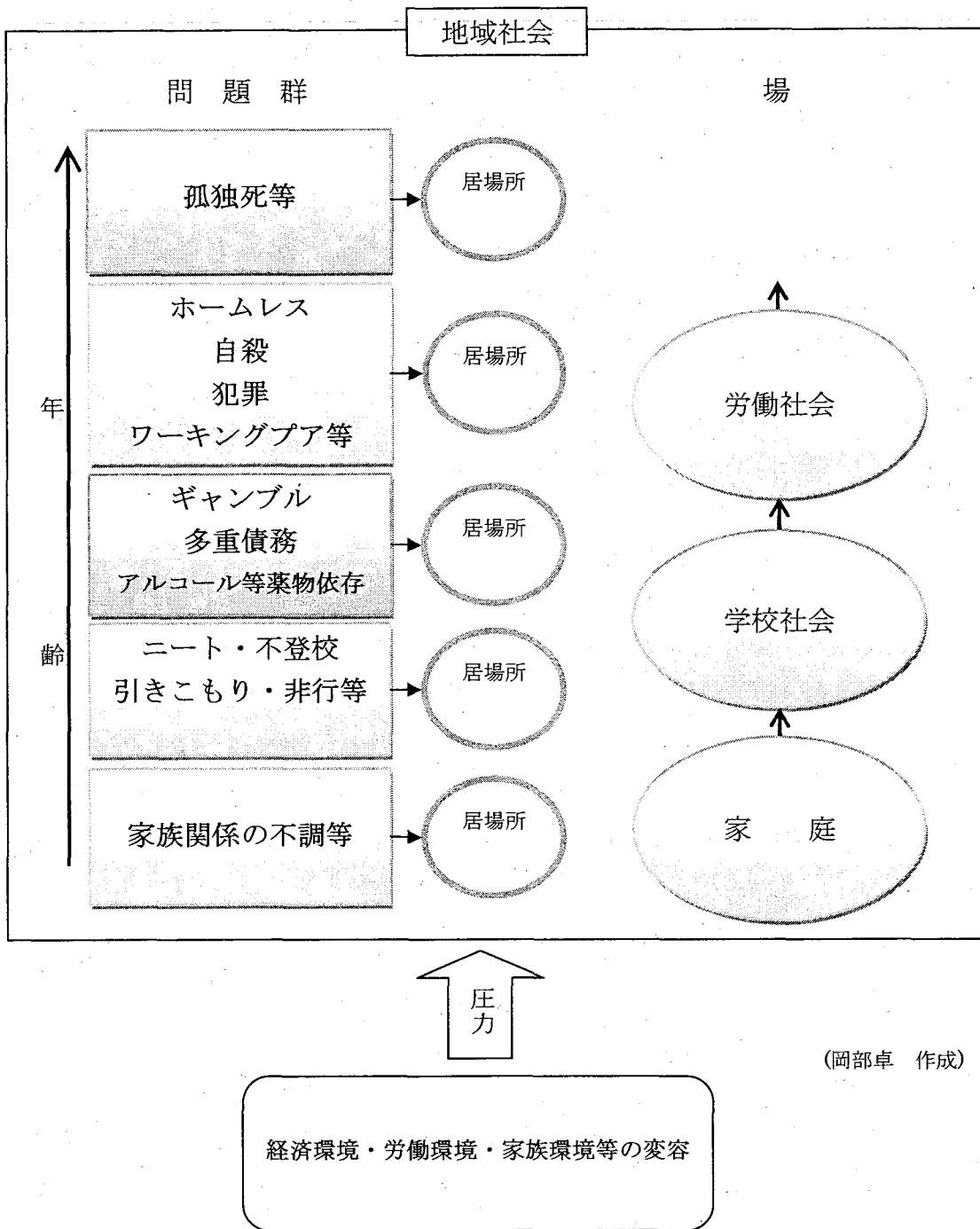
—図13

[図 1] 生活の構造



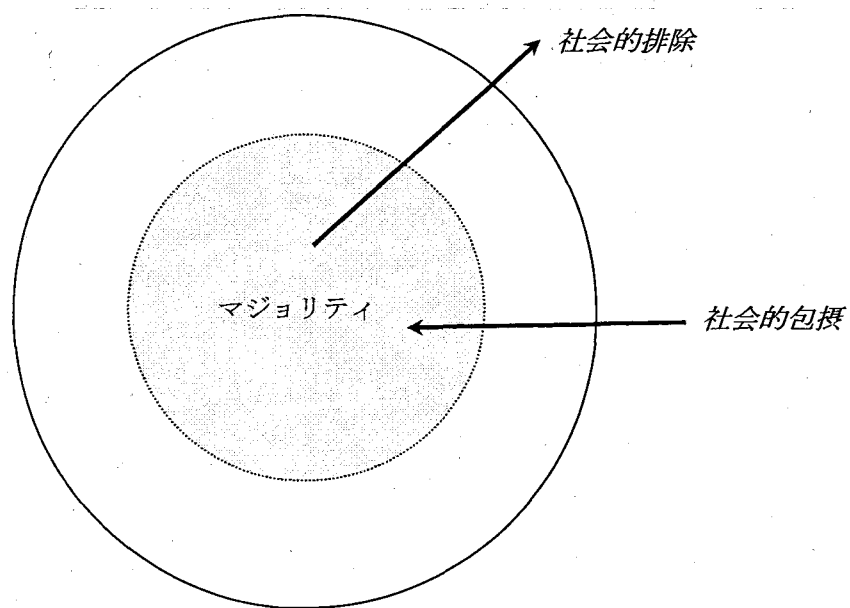
(岡部卓 作成)

[図 2] 現代の生活問題の態様



(岡部卓 作成)

[図 3] 社会的包摂と社会的排除



(岡部卓 作成)

【図 4】 社会的居場所の効用

| | |
|---------|---|
| 心理的サポート | 関係性の修復・自己肯定感 集う＜場との出会い＞→憩う＜安全・安心＞→語らう＜話す・聴く＞ |
| 社会的サポート | 社会的スキル、知識、考え方 思う→考える→行動する |

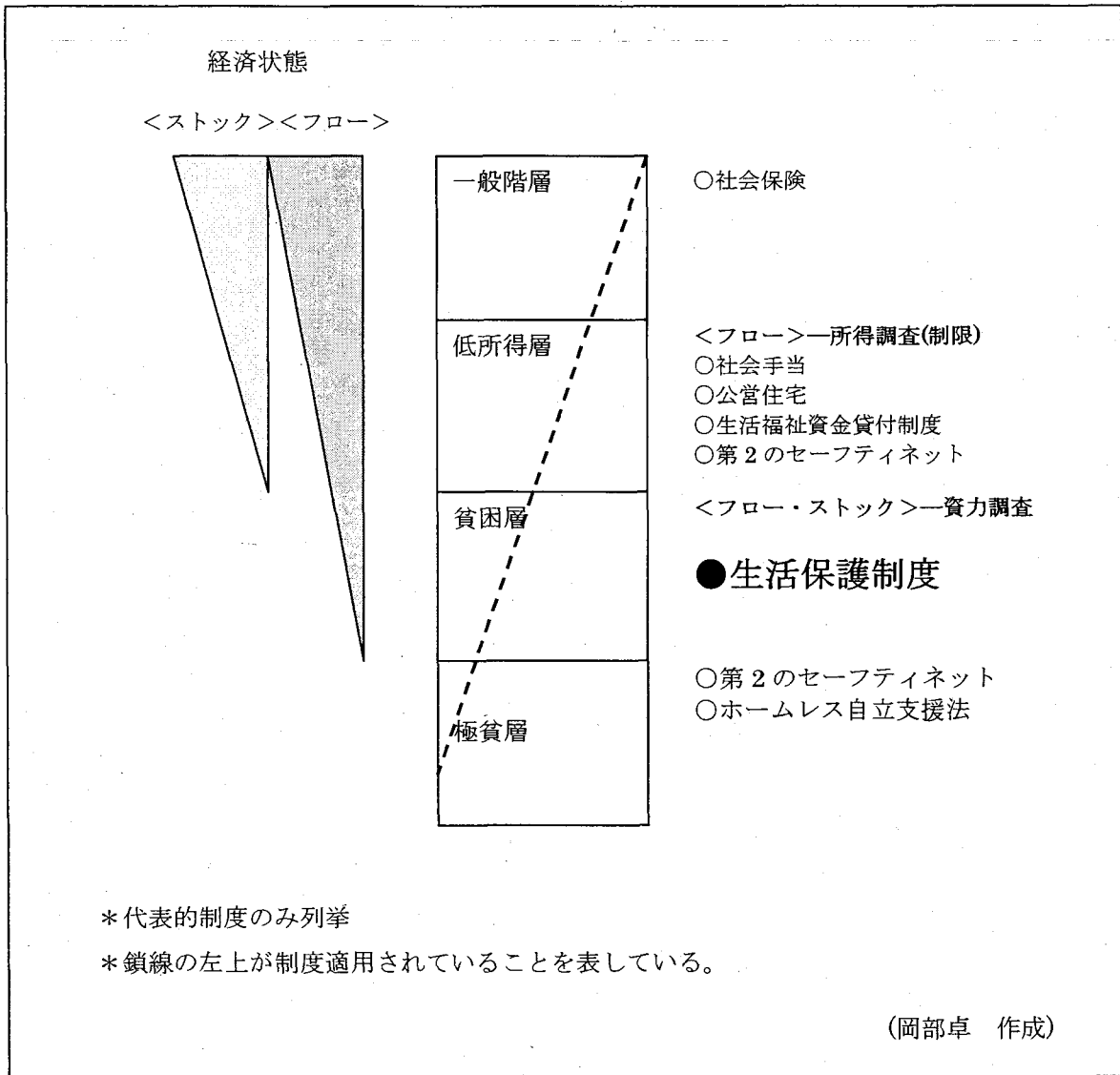
(岡部卓 作成)

心理的サポート：満足度

社会的サポート：効果

(参考) 表出的役割、手段的役割

[図 5] 所得階層と所得保障制度



[図6] 自立と自律

1. 自立と自律の考え方

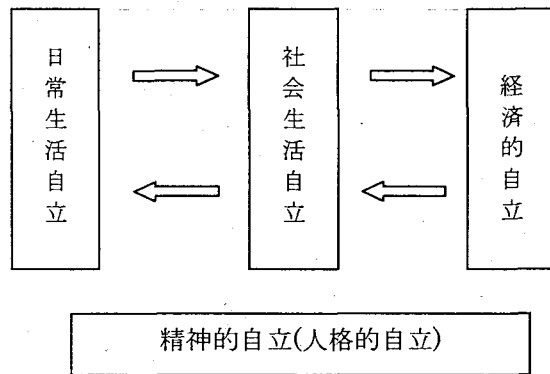
- A 自立—依存 依存から自立へ
B 自律—他律 他律から自律へ

2. 類型

| | |
|-----------|---------|
| A 自立 (Aa) | 依存 (Ab) |
| B 自律 (Ba) | 依存 (Bb) |

(岡部卓 作成)

【図 7】 生活保護制度のあり方に関する専門委員会における自立概念(3つの自立)



自己選択／自己決定
前提となる社会福祉法

(岡部卓 作成)

[図8] 働くこと(労働)の範囲

| 有給労働 (ペイドワーク) | 有給労働 (ペイドワーク) | 無給労働 (アンペイドワーク) | 無給労働 (アンペイドワーク) | 無給労働 (アンペイドワーク) |
|------------------|------------------------------|--------------------|--------------------------------|--------------------|
| 労働市場 | 準労働市場 | 非労働市場 | 非労働市場 | 非労働市場 |
| 一般企業、商店、 自営等 | シルバー人材セ ンター、社会就労 センター等 | ボランティア、 サークル等 | リハビリテーショ ンセンター、デイ アセンター等 | 家事、育児、介護 等 |
| 経済的自立 | 経済的自立 | 社会的自立 | 日常生活自立 | 日常生活自立 |

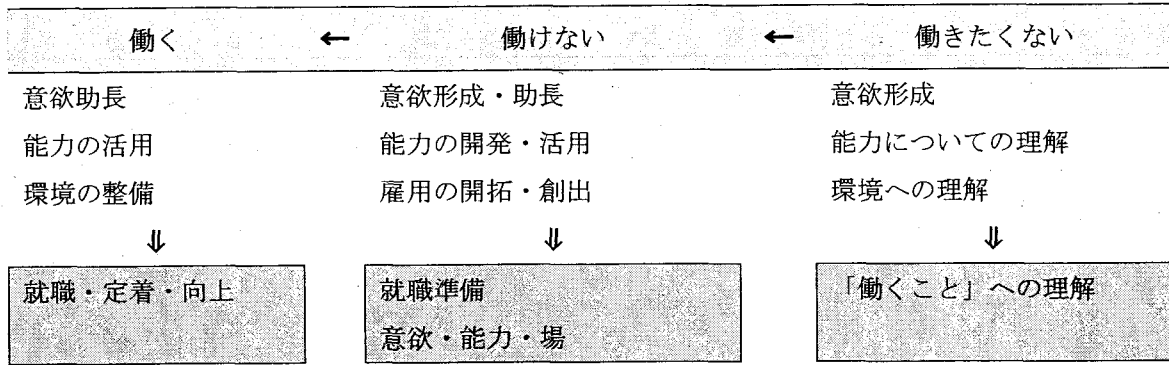
(岡部卓 作成)

[図 9] 就労成立の三条件

| 意思 | 能力 | 場 |
|----------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------|
| 稼働意思 a 就労意欲形成 b 就労意欲助長 | 稼働能力 a 能力開発(技能訓練・教育) b 能力活用 | 稼働場所 a 就労場所の創出 b 就労場所の確保 |

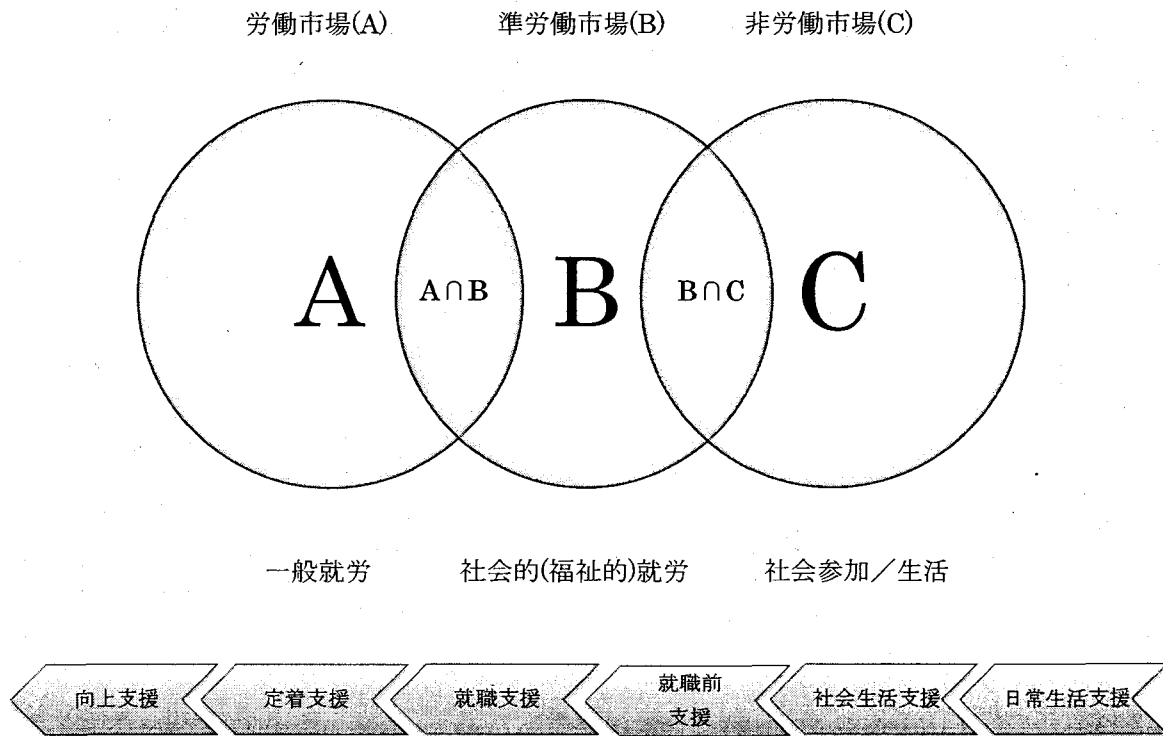
(岡部卓 作成)

[図 10] 就労移行への三段階



(岡部卓 作成)

[図 11] 多様な働き方



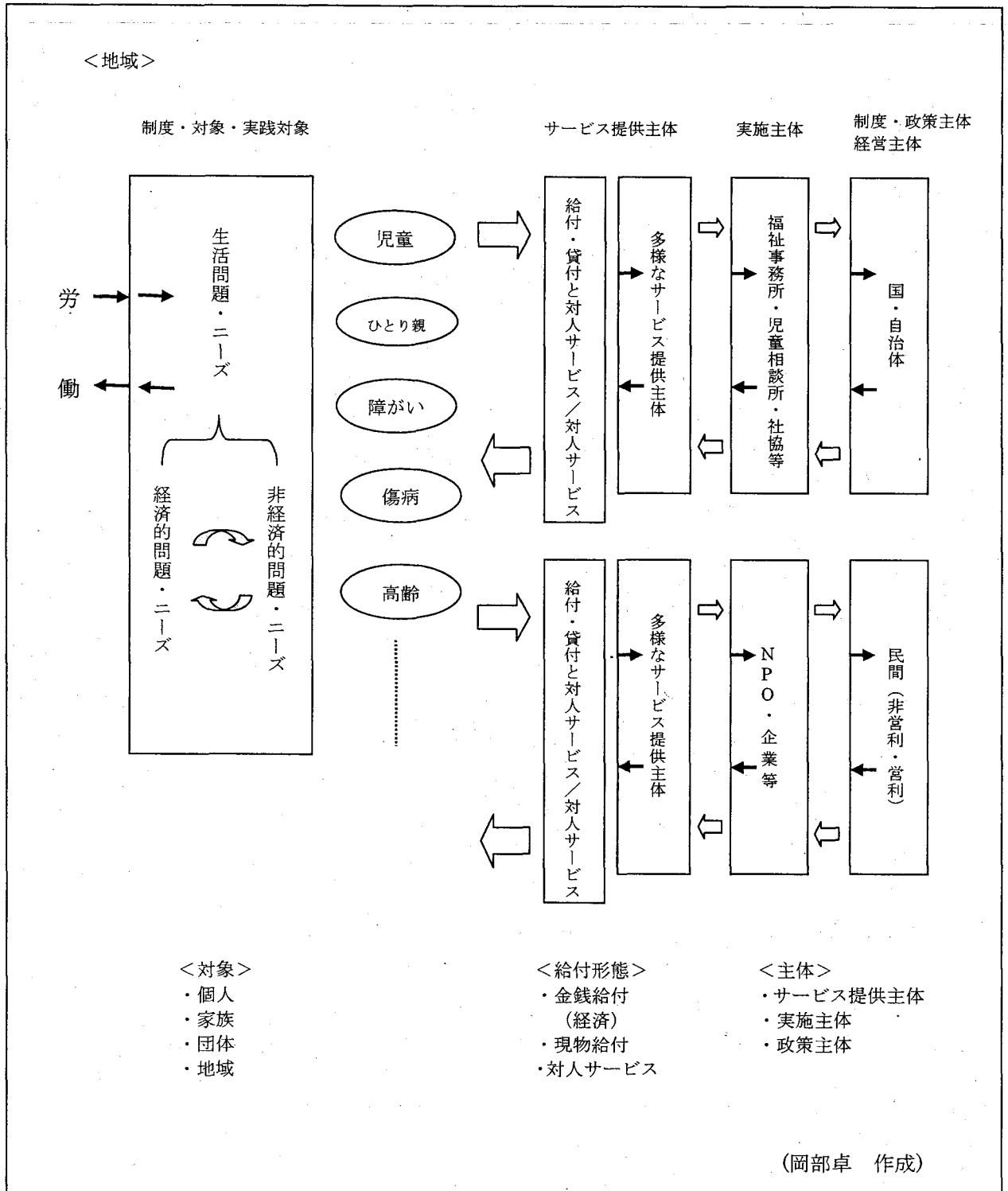
(岡部卓 作成)

[図 12] 各セクターの特質と課題

| | 経営主体 | 特質 | 課題 |
|---|---------------------------------|-------------------|----------------------------|
| 民 | 営利—企業 | 企業の社会的責任（企業市民）等 | ・企業利益と公益性の調和等 |
| | 非営利—NPO —社会福祉法人 —その他（法人等） | ・先見性・自発性・柔軟性等 | ・活動を支える基盤（人・カネ・モノ・情報・ノウハウ） |
| 官 | 行政 | ・全体性・計画性・安定性・継続性等 | ・統制と裁量の判断、社会的合意と財源調達等 |

（岡部卓 作成）

[図 13] 貧困・低所得者とサービス提供組織



生活保護受給者の社会的な居場所づくりと
新しい公共に関する研究会 提言骨子(案)
(研究会における意見をふまえたもの)

1 検討の趣旨

- (1) 提言をとりまとめた趣旨

2 現状の認識と課題

- (1) 生活保護をとりまく環境の変化

① 社会の変化

- ・ 少子高齢化の進行
- ・ 雇用失業情勢の悪化
- ・ 賃金の低下

② 福祉の変化

- ・ 自立支援の強化
- ・ 利用者本位への変革

- (2) 課題の所在(現状の整理と問題の把握)

- ・ ケースワーカーが急増する保護申請・相談に追われ、就労支援や自立支援への対応が不十分
- ・ ケースワークのシステム化が図られておらず多方面からの解決策が提案出来ていない
- ・ 生活保護受給者の孤立化の防止
- ・ その他世帯の急増
- ・ 就労意欲の喚起
- ・ 生活保護世帯の課題の多様化
- ・ 専門的な対応を要する事例の増加
- ・ 貧困の連鎖の防止
- ・ 子どもに対する支援の不足
- ・ 行政の提供するサービスの限界

3 課題に対する基本的な考え方

(1) 生活保護受給者の社会的な居場所づくり

- ・ 生活保護受給者の孤立化の防止や就労意欲喚起等のため、社会的な居場所づくりが必要ではないか
- ・ 対象者を明確化し、各対象者に適合した社会的な居場所づくりが必要ではないか。

(2) 新しい公共との協働

- ・ 社会的な居場所づくりといった地域課題については、行政だけ取り組むのではなく、新しい公共と協働して取り組むべきではないか

4 生活保護受給者の社会的な居場所づくりを行うことの意義

(1) 社会的居場所の定義

- ・ 気楽に集まれる場所、排除されない場所、失敗してもよい場所、社会性を回復し次へのステップとする場所

(2) 社会的居場所づくりを行うことの意義

- ・ 就労意欲の減退している方に対してボランティア活動や企業体験等を行うことにより、就労意欲を喚起する
- ・ 生活保護受給者の孤立化を防ぎ、社会とのつながりを保つ
- ・ 自分の抱える課題のとらえ直しをしてくれる人の存在
- ・ 仲間がいることにより生まれる「頑張ろう」という力
- ・ 他人のために何かの役に立っているという「役割」の存在が自尊心の回復へ

5 行政と新しい公共が協働することの意義

(1) 新しい公共とは

- ・ 社会活動に取り組む民間企業、NPO 法人、社会福祉法人、市民

(2) 行政と新しい公共が協働することの意義

- ・ それぞれの専門分野の協力を得ることで、行政だけでは対応できない専門的な対応が可能となる
- ・ 硬直的な行政とは異なり、迅速な対応が可能となる
- ・ 支援の輪が広がることによる受給者の意欲喚起
- ・ 福祉事務所の負担軽減

6 社会的居場所の確保と新しい公共との協働を促進するために

(1) 促進に向けた考え方

① 自立支援のあり方

- ・ 経済的自立・日常生活自立・社会生活自立は別個に存在するものではなく、就労支援を行うために日常生活の支援をおこなうなど、それぞれ関連性をもっているもの
- ・ 自立の相関性について改めて認識することにより、個々の受給者に適した支援が行うことができるようになるのではないかと

② 多様な「働き方」

- ・ ボランティアや就業体験などの社会参加を1つの「働き方」としてとらえ直すことにより、多様な働き方というものを認めていけるのではないかと

③ 当事者を尊重した支援

- ・ 自立のためには、やらされるものではなく、受給者が自ら選択し自ら参加するという当事者性が必要ではないかと

(2) 促進するための具体的な方策

① 可視化

- ・ 多様な働き方の提示、当事者が選択可能となるよう様々な情報の提供、行政とNPO等それぞれに対する存在の認識、説明責任を果たすために評価の明確化、など、全ての段階において可視化が必要

② 地域との協働

- ・ 地域の理解を得て、支援者と地域が助け合っていくべきであるが、どのように支援の地域化を広げていくべきか
- ・ 行政とNPOの情報交換をどのように図っていくか
- ・ 行政と、新たな公共を担う地域資源やNPO等が協働していく必要があるが、どのように支援の地域化を広げていくべきか
- ・ 行政とNPO等の情報交換をどのように推進していくべきか
- ・ 生活保護受給者が様々な居場所に関する情報を得る機会を増やすためにはどうすればよいのか
- ・ 福祉事務所が、新しい公共を担う地域資源の情報を十分に把握するに

はどうすればよいのか

③ 支援者

- ・ 支援者の確保と育成のために予算が必要
- ・ 支援者の質の担保をどう図っていくか

④ マネージメントの必要性

- ・ 様々な地域資源を活用していくためには、支援される人に常に伴走するパーソナルサポートやコーディネーターなど、マネージメント機能が必要ではないか
- ・ ケースワークを、様々な地域資源につなげるコミュニティーワークへと進める必要があるのではないか

⑤ 説明責任と評価

- ・ 本格的な就労の前段階として居場所を設ける事の必要性について、説明責任が必要ではないか
- ・ 説明責任を果たすにあたっては、具体的な数字等で検証・評価し、費用対効果を明らかにする必要があるのではないか

⑥ その他

- ・ 居住支援（住宅手当等の現金給付型だけでなく、現物給付型も含む）を拡充することにより、生活保護から自立させることができるのではないか
- ・ 生活保護受給者のみに対する支援とならないような支援のあり方を検討すべきではないか
- ・ 取り組みのノウハウが蓄積出来るシステム作りが必要ではないか

取り組み事例

- ・ 釧路市
- ・ 新宿区
- ・ 旭川市
- ・ 大牟田市

セーフティ・ネットワークの実現に向けて

～セーフティ・ネットワーク実現チーム中間とりまとめ～

(抜粋)

平成 22 年 5 月 24 日

セーフティ・ネットワーク実現チーム

1. 課題

「緊急雇用対策」(平成 21 年 10 月)に基づき「ワンストップ・サービス・デイ」や「年末年始の生活総合相談」を実施し、一定の目的は達成したが、離職等による貧困・困窮の状態にある人々の雇用や居住、生活を支える「セーフティネット」の脆弱さが浮き彫りとなった。

(1) 制度・窓口の「縦割り」支援からの脱却

(ワンストップ・サービス等の限界)

「ワンストップ・サービス・デイ」は、場所・職員確保の問題から恒常的実施は困難である。年末年始の生活総合相談も、期間中に利用者の課題把握・活用可能な支援を相談し、年明け以降の具体的支援に結びつけるには至っていない。

(利用者ニーズへの対応)

「ワンストップ・サービス・デイ」の取組等で明らかになった課題を踏まえ、本年に入ってから、第二のセーフティネット等に関する総合相談を日常的にワンストップで実施する住居・生活支援アドバイザーをハローワークに設置するなどの取組を行なっている。その一方で、社会的に排除された期間が長期にわたった場合には、様々な生活上のリスクが重なり、自身の抱える問題を認識することも困難となる。自立に結びつけていくには、利用者一人ひとりのニーズや状態を個別に把握しつつ、その生活上のリスク全体を受け止め、丁寧な相談・カウンセリングなどにより継続的に関わることが不可欠である。

(略)

2. 対応の方向と当面の取組

このような課題に対応するため、以下の取組を通じて、雇用・居住・生活支援サービスが「個別的」「継続的」「制度横断的」に提供される『セーフティ・ネットワーク』の実現を図る必要がある。

(1)「パーソナル・サポート（個別支援）」サービスの導入

年末・年始の貧困・困窮者支援の取組で明らかになった様々な課題に対応するため、様々な生活上の困難に直面している利用者に対して、パーソナル・サポーターが、個別かつ継続的に、相談・カウンセリングや各サービスへのつなぎを行う「パーソナル・サポート（個別支援）」サービスを導入することが必要である。

この取組の導入に向けて、本年度から「モデル・プロジェクト」を全国数か所で実施しつつ、並行して制度化に向けた検討を進める。

<対応の方向性>

年末・年始の貧困・困窮者支援の取組で明らかになった課題に対応するため、新たに「パーソナル・サポート（個別支援）」サービスを導入する必要がある。パーソナル・サポート・サービスとは、様々な生活上の困難に直面し本人の力だけでは個々の支援を適確に活用して自立することが難しい利用者に対して、パーソナル・サポーターが、個別かつ継続的に相談・カウンセリングを行い、問題を把握し、必要なサービスのコーディネートや開拓、自立に向けてのフォローアップを行う、いわば「人によるワンストップ・サービス」である。

このようなパーソナル・サポート・サービスは、地域のNPOや教育機関、民間企業等が提供主体となって個別支援を行うことが大きな特徴であり、このような取組が有効に機能するためには、地域において行政や制度の「縦割り」を超えた制度横断的な支援体制を作ることが重要である。

<当面の取組>

(モデル・プロジェクトの実施)

パーソナル・サポート・サービスの導入に向けて、現場レベルでの取組を踏まえた実際的な議論が不可欠であることから、「モデル・プロジェクト」を実施することとする。モデル・プロジェクトの第一弾として、神奈川県横浜市、北海道釧路市、京都府等の非正規労働者や長期失業者等への支援の実績等のある地域（自治体）で実施することとし、本年秋からの開始を目指す。また、それ以外の地域においても、モデル・プロジェクトとしての条件が整ったものについては、第二弾以降追加的な実施を進める。

なお、このモデル・プロジェクトは、今年度から来年度にかけて、都道府県に造成されている「緊急雇用創出事業」の基金を活用して実施することを念頭において実施準備を進める。

(検討委員会の設置と制度化に向けた検討)

パーソナル・サポート・サービスの具体的な設計を行うため、

専門家等からなる検討委員会を設置し、モデル・プロジェクトから得られた実績や課題等の分析を行いつつ、

(ア) パーソナル・サポーターの対象分野や支援分野等の基本的な考え方、

(イ) パーソナル・サポーターの役割や養成・確保体制等の具体的な設計、

(ウ) パーソナル・サポート・サービスを支える地域体制の構築

など制度化に向けた課題について検討を進める。

また、必要に応じ、モデル・プロジェクトの拡大やパーソナル・サポーターの育成推進に向けた検討を進める。

(略)

これらの内容については、新成長戦略の雇用・人材戦略に反映することとする。

パーソナル・サポート（個別支援） ・サービスについて

平成22年5月11日

内閣府

昨年来の貧困・困窮者支援の取組と今後の課題

1. 昨年来の貧困・困窮者支援の取組

- 年末年始に求職中の貧困・困窮者が、再び「派遣村を必要とすることなく、安心して生活が送れるようにする」ことを目標に、「ワンストップ・サービス・デイ」を11月と12月の2回開催し、「年末年始の生活総合相談」の実施を各自治体に要請。

ワンストップ・サービス・デイ

- ・第1回：平成21年11月30日 実施77か所、協力215市町村、利用2,404名
- ・第2回：平成21年12月 実施204か所、協力400市町村、利用3,926名

年末年始の生活総合相談

- ・大多数の自治体が12月29日及び30日に相談窓口を開庁。実施194自治体 来所5,535名
- ・東京都において、求職中で住居のない方を対象に都内の施設において生活総合相談と宿泊・食事等の提供を実施 入所者860名

2. 今後の課題

- 住居を喪失した求職者の支援に対して国や地方自治体が責任を持って対応したという点で、一定の目的は達成したが、以下の課題について引き続き検討が必要。

- ① 貧困・困窮者は氷山の一角。より広い対象者に適用可能な普遍性のある対応策が必要。
- ② 利用者一人ひとりのニーズや状態に応じたきめ細かな支援が必要。→「個別的な対応」
- ③ 年末に「年を越せないのではないか」という不安を抱えなくて済むような、年間を通じて、また、利用者それぞれのステージに応じた一貫した対応が必要。→「継続的な対応」
- ④ ワンストップ・サービスの趣旨を踏まえ、縦割り支援体制の克服が必要。→「制度横断的な対応」

「個別的」・「継続的」・「横断的」に提供される『セーフティ・ネットワーク』の構築

○課題に対応するため、非正規労働者や長期失業者、未就職新卒者等を支える雇用・居住・生活面の支援サービスが、「個別的」・「継続的」・「制度横断的」に提供される「セーフティ・ネットワーク」を構築する必要。

「パーソナル・サポート(個別支援)・サービス」の導入—「人によるワンストップ・サービス」の実現

○利用者に対して、「パーソナル・サポーター」が、個別的(マン・ツーマン原則)かつ継続的に、相談・カウンセリングや各サービスに〈つなぎ〉、また〈もどす〉役割を担う。

- ・ イメージは「専門知識をもつ友人」。友人は、病院を退院しても、生活保護を脱却しても、友人であることを止めない。
- ・ 「パーソナル・サポーター」の養成システムのあり方について、諸外国の事例も参考に検討を行う。この場合、NPOや専門学校等教育機関、福祉関係機関等とも連携して、人材育成について相当な能力・実績を有する者を確保する。
- ・ PSサービスの重要性は、若者就労支援に限ったものではなく、高齢者・障害者など全般に通用するものである。
なお、現状においては、これまでのセーフティネットが十分にカバーしていない若年者への対応が特に急がれる。

○パーソナル・サポート・サービスが有効に機能するためには、行政や制度の「縦割り」を乗り越え(「連携」を超えた「一定の権限付与」が不可欠)、地域で制度横断的な支援体制を作る必要がある。

○また、パーソナル・サポート・サービスの提供主体については、顔の見える水平的な個別支援を継続させる必要から、地域のNPOや教育機関、民間企業などの積極的参加が不可欠。

「パーソナル・サポーター」の支援プロセス(イメージ)

<「パーソナル・サポーター」の役割>
 ○生活・居住形態や就労の有無などにかかわらず、「寄添い型・伴走型支援」として、個別かつ継続的に、専門家の立場から相談・カウンセリングに行いながら、必要なサービスにつなぎ、(またくもどす)役割を担う。
 ○このため、地域資源をコーディネートし、自立後まで継続的に調整する。
 ※高度かつ広範な専門性が要求されるため、育成の在り方も検討が必要。



- 地域の様々な課題を抱える人々
- ニート・フリーター
 - 母子家庭
 - 高齢者
 - 心の病気を抱えた人

①入口の支援

- アウトリーチによる対象者の把握
- 対象者のアセスメント(経済状況、家庭環境等)

②支援段階

- 支援対象者のニーズ把握
※ 自立に必要な支援の見きわめ
- 支援プログラムのコーディネート

③出口の支援

- 受け皿となる地域の就労先の開拓と対象者の就業支援
- 自立後も含めた継続的なフォロー

- 地域の受け皿
- 企業
 - 地域
 - NPO
 - 起業家
 - 行政

- (支援プログラムの例)
- 日常生活の自立に向けたボランティア等(福祉施設の手伝い等)
 - スキルアップに向けた実践的訓練
 - 資格取得に向けた講習

＜参考例＞イギリスのパーソナル・アドバイザー（概要）

○イギリスでは、「ニューディール政策(1998年～)」の一環として、ジョブセンター・プラス(※1)を中心に、離職期間に応じた就労支援を展開しており、一定の成果をあげている(※2)。

※1 求職者手当、所得補助、就労不能手当等の給付サービスや職業・教育訓練等の雇用サービスを総合的に提供する機関

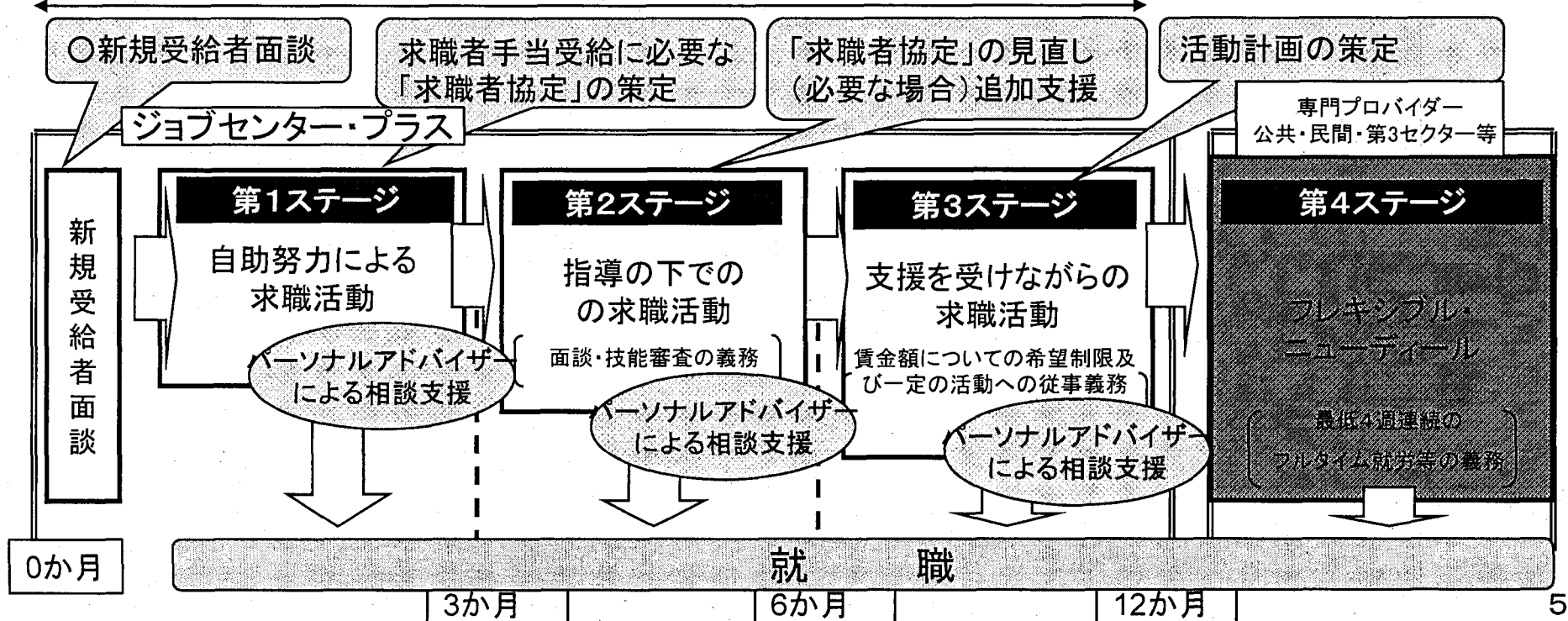
※2 2009年10月から、新たに4段階として、専門プロバイダーによる就労支援を展開(フレキシブル・ニューディール)。

○全国約1,500か所のジョブセンター・プラスに9,000人(2006年)を超える「パーソナル・アドバイザー」を配置。求職者手当受給者一人一人にパーソナル・アドバイザーがつき、就職活動を一貫してサポート(手当受給者は面談を受ける等の義務を負う)。

○相談は定期的(2週間に1回)に実施。1人当たり所要時間は相談者の支援の必要度に応じ20～60分程度。

○パーソナル・アドバイザーは、就職支援に関する相当の専門的知識が必要(45%の者が5年間以上の経験、また、助言・指導に関する資格(例:NVQレベル3又は4)の取得が推奨)。

担当する手当受給者に対し、個別的・継続的な面談及び就職に結びつく活動の提案を実施し、手当受給者に自信をつけさせ、求職活動に必要な技能を身に付けさせる



「パーソナル・サポート」の具体的な検討について

1. 「パーソナル・サポート」に関する検討課題

① パーソナル・サポート(PS)サービスの基本的な考え方

- ・PSサービスが想定する、主な対象者と支援分野
- ・PSサービスの制度的な位置づけ など

② 「パーソナル・サポーター」の具体的な設計

- ・パーソナル・サポーターの役割、任務、権限
- ・パーソナル・サポーターの養成・確保体制、必要な人数見通し など

③ PSサービスを支える地域体制の構築 等

- ・PSサービスの実施主体、地域の包括的支援体制の構築
- ・PSサービス導入の推進体制とスケジュール設定 など

2. 「モデル・プロジェクト」の取組

○ パーソナル・サポートの具体的な検討では、現場レベルでの取組を踏まえた実際の議論が必須。

⇒ 「モデル・プロジェクト」の実施

- ・非正規労働者や長期失業者等への支援の実績等のある地域(自治体)において、パーソナル・サポート導入の「モデル・プロジェクト」を実施する方向で検討・調整中。

第5回研究会におけるブレーストーミングのまとめ

本資料は、第5回研究会の中で行われた「新しい公共の考え方のもとで、生活保護受給者の社会的居場所づくりをすすめることの意義」に関するブレーストーミングの結果をまとめたものである。

新しい公共の考え方のもとで、生活保護受給者の社会的居場所づくりをすすめることの意義

生活保護行政の効果的な運営・実施を推進

- 生活保護受給者の「居場所づくり」から、受給者一人ひとりの自尊感情、自信、自発性、社会参加できる力を醸成できる。
- 受給者の力を引き出す（エンパワメント）支援により、生活保護経費の有効的な使用、経費の削減につながる。

「新しい公共」のよりよい展開を推進

- 「新しい公共」の考え方にもとづき、当事者（受給者）に必要な場や支援を、多様に、地域の実情に即して実施していくことが可能になる。
- 協働することにより、行政・NPO・企業等が、それぞれの持ち味を生かしつつ、役割を果たすことができる。

安心して暮らせる地域社会づくりを推進

- 地域に、居場所やつながりをつくることによる孤立の予防。
- 多様な価値観を受容し、排除されない地域社会づくりが、社会の活力を生み出す。

第5回研究会 傍聴者によるコメントシートのまとめ

第5回研究会では、ワールド・カフェ方式による意見交換を行った。傍聴者には、その過程を傍聴して頂くとともに、希望者には、傍聴者同士による意見交換を並行して行って頂いた。本参考資料は、研究会の最後に、傍聴者に依頼し提出が得られた「コメントシート」の内容をまとめたものである。本研究会の取り組みに関心を持ち、傍聴されている関係者からの意見として、ご参照頂きたい。

1. 居場所について

コメントシートにおける質問

＜あなたにとっての「居場所」とは・・・。よかったら教えてください。＞

- ・心がさびしくなったとき行かれる場所。居場所は人とのつながり。
- ・自分をすべてさらけだせる場所。
- ・人に尽きることを今日再確認できました。1人である居場所も見守られて安心できるからこそその居場所。自分が「居場所、だと思える場所が複数あることが理想的。
- ・安心して自分のことが話せる場所であり、共感しあえる場。その事によって、自分自身を肯定（生きていていいんだと思える）できる場所。自分の感情を表現できる場所。いろいろな他者との出会いによって生きる意味を見いだせる。
- ・そこにいて、何か「しなくても」、「居る」だけでOKな場所。全存在の肯定スペース。
- ・失敗しても安心して戻れる場所と思います。一方で、元気がある時には自らが動いて作る場所と思います。
- ・職場と家庭（本当は地域といたいところですが、仕事と子育てに忙しくて、他のチャンネルが切れています。）
- ・職場とアパート。言い換えれば、役割（を得られる場所）と安心（できる場所）。グループの議論でいえば、舞台と楽屋 になります。
- ・気持ちがおちつく場所。安心して生活できる場所。自分が仕事を通じていきいきできる場所。
- ・現在の仕事場であり家庭。
- ・「安心」できる場所。「役割」がある場所。明確ではなく、いろいろな所に存在する（していい）のだと思います。
- ・何もしないでいられる場所+何かできる場所。→役割を離れられることは大切。けれど同時に、何もないと所在がない。役割は他者との通路でもある。両方あるといい。
- ・安心できる場所。ホッとできる場所。
- ・迎え入れる人が居て、安心して居られて、仲間が居て、自分の役割がそこに有って、何もしなくても居られて、居ることが容されて、そこに出入りすることが自由で、居ると温かい想いに満たされて、1

人の人間として認められて、出会いがあって、自分の中に可能性を感じ取ることが出来る場所。

2. 居場所づくりをすすめるために

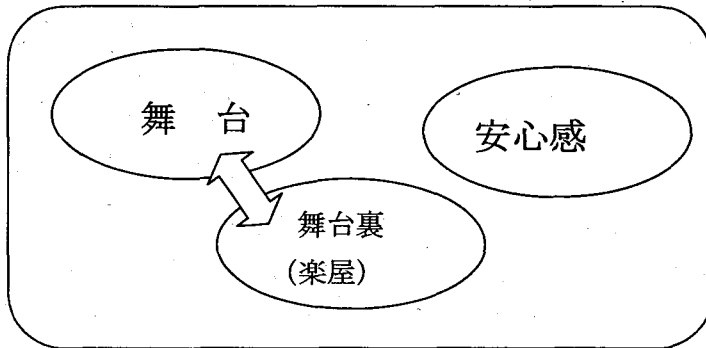
コメントシートにおける質問

＜「居場所づくり」をすすめていくうえでのアイデアをお願いします。＞

- ・社会性をつけていくのに、アイデアが必要。
- ・当法人は、話を良く聞くことです。色々な保護受給者がいます。その人に合った場所づくりが大切だと思います。
- ・当事者・支援者の声、意見交換できる場所を今後もつくられるといいと思います。今回のワールド・カフェは、ギャラリーとしてもこれまでの議論を整理でき、いろいろな方の考え、お話をきくことができました。居場所は複数あるというのがポイント。そのためにはさまざまな考えを出し合うことが大切ではないでしょうか。ざっくばらんに、自由に討議できたことは、可能性をさらに広げることにつながると思います。
- ・当事者自身が語っていき、いろいろな人たちを巻き込んでいく。「生活保護」に対して関心がなかった人も、少しでも関心を持ってもらえたらと思う。
- ・基本方針：受給者のスティグマの転換。アフーマティブアクション。エンパワーメント。例：「べてるの家」のような取り組み。「こうなさい」「働きなさい」ではなく、当事者が「やってみたい」と言ったことをサポートする。うさんくさく、失敗するかもしれない思いつきを、とにかくやってみる。（地域での生活困窮者等（相互）支援活動で）
- ・居場所とは、生活保護受給者だけに必要なものではないため、福祉事務所に窓口を置くのではなく、ハローワークや他の機関など、一般の方がごちゃごちゃ入ってくるようなところで受付できるような、こそっと入れるなど、心理的抵抗感が低くなる配慮があるとよいと思います。
- ・既存の「公け」では、無駄や失敗が許されない中、新しい公共が、効率だけでない存在価値を認められ、「仕掛け」として「場」を作ることが必要。名古屋で実践されている方が、うさんくさい場所で最初はムダも覚悟で場を作り、当事者を巻き込んでいったことを話されていた。とはいえ、最初は個人の持ち出しで費用をねん出しているということだった。「公け」ではないとはいえ、費用面、ボランティアで継続できるのか、がとても気になる。ボランティアや内輪の自己満足で終わらないために、何が必要なのかは、大きな課題です。
- ・社会、地域、近隣に評価される役割。少なくとも、否定されない役割を、選択可能な数だけ用意すること。一つは、社会参加としての「仕事」。一つは所属できるグループの「一員」。他は？システムづくり。「仕事」の意味の見直し、支援プロセスにどう包みこんでいくか。システムの意図を社会全体に説明していくこと。
- ・当事者の立場からの居場所。具体的には、生活困窮者やいろいろな悩みをかかえた人たちが、スタッフとして活動している場所があればよい。空き店舗など、地域再生が必要な場所にカフェをつくって、人々の再生と地域の再生を目指す。社会で悩んでいるあらゆる人が、利用できる場所ができあがるとよい。
- ・無駄の中に→非効率、うさんくさい→明るくない、失敗してもいい→気持ちが楽、安心するところ→

気分がいい、心身ともにリラックス、一人ひとりの役割→認めてあげることのできる舞台。→一対一、気持ちがいいところ、だれもがつどえる、それでいいんだと認める、役割づくり。→これをまとめたサロンを作る。→ やって見ないとわからない部分も多いと思うので、やってみる。

- ・「考える」だけでなく、動く（行動）するというをコーディネートできるようになれば…と思う。
[ない（足りない） ことを見ていくのではなく、資源があるということ認識する。]
- ・いま目の前にあるものを探す、使う。多様な人々が楽しみながら参加する。「失敗してもいい」ということを皆で共有する。そうした雰囲気→ごちゃごちゃした、うさんくささ。



舞台をコーディネート。

ネットワーク。

“遊び” ↔ ムダ・うさんくささ

(入りやすさ・かかわりやすさ・使いやすさ。)

舞台は本人の役割。

- ・「場所の要件」 雑多な人達が生活し、行き交う場所。できればホームレスの人も居る場所。「支援者」福祉的な感性を持ちながらも、一芸の有る人（例えば）ギタリスト、マジシャン、パティシエなど。「地域」 地域の中に、介護施設や農地などがあれば、介護のボランティアが出来るし、農地があれば作物作りに参加出来る。ビルばかりの地域だけでなく商店街がベスト。「ネットワーク」ホームレス支援、障害者支援、高齢者支援など、つながり、地域の医療や行政機関とも、顔の見える支援をつくりあげてゆく必要がある。「就労」 既存の訓練の利用のみならず、マンツーマンによる各々の思いを育ててエンパワメントし、その後の就労という流れをつくってゆく必要がある。

以上

本年4～5月、当法人のスタッフが韓国における貧困対策を現地視察してきたので、その報告を参考資料として提出させていただきます。詳細な資料をお求めの方は、下記までメールをお願いいたします。

稲葉剛(NPO法人自立生活サポートセンター・もやい)

韓国における貧困対策

～ マイクロファイナンス (MF) と社会的企業、

日本国内導入の可能性について ～

特定非営利活動法人 自立生活サポートセンター・もやい

大関 輝一

<http://www.moyai.net>

E-mail: info@moyai.net

1. はじめに

韓国は高度経済成長を経て貧困問題は急速に改善したが1998年のアジア通貨危機（IMF危機）の影響から大量の失業者が発生（1998年有効求人倍率0.09）、貧困率も再上昇した。加えて景気浮揚策として多くの金融機関がクレジットカードを発行し多重債務者が急増。これに伴い自殺者も増加した。韓国政府は事態を改善しようと様々な手を打つが従来の短期の仕事を紹介する程度に留まり効果的な施策を打ち出すことができず政府への批判が集中した。

そこで韓国政府内から欧州の社会的企業やMFを新たに導入してはどうかという声上がる。一方、市民側は事態をなかなか改善できない政府をこれ以上待てないと市民活動が活発化。寄付金を財源としたMFを用いて社会公益的サービスを提供する社会的企業を設立し現在までに約2万人の雇用を創出するに至る。

このような約10年間に亘る民間の活動を評価し現李明博政権が2009年「美少金融計画」を発表。美少金融中央財団を設立し政府が参入することで、MF貸し出し総額を1億4000万W（民間中心）から2兆Wに増額し事業を韓国全土に拡大することを決めた。

以上のような韓国の取り組みは、長引く不況にあえぐ現在の日本社会に大いに参考にすべきところがあるのではないかと考えこの度訪韓した。その概要を以下に報告する。

2. 韓国のMF及び社会的企業の特徴

従来の利益追求型の資本主義は結局一部に富と資本を集中させるだけで貧困と格差を生み、社会システムとして持続性を確保することができなかった。一方NPOに代表されるような市民活動も理念は社会公益的な特徴に富む活動も多いが、財政的に寄付金や助成金に頼らざるを得ず、事業の継続性や活動のクオリティを確保することが難しいという現実があった。よって両者の優れた点を融合することはできないかと考えたところに社会的企業の出発点がある。

つまり事業は社会公益的なサービスを提供することを目的とする一方、同時に事業の継続性又は雇用を長期に維持する為に経済的収益をあげることも目的としている。そして特に後者においては金融や経営ノウハウなど民間企業の持つスキルを活用することで従来NPO等民間支援団体が弱かった分野を補完し競争原理が働いても生き残れるような支援体制を充実させている。加えて政府も社会的企業に対しては税制面の優遇はもとより、制度的なバックアップ及びアフターフォロー体制を整え、社会的企業が国内で長期に存続及び成長し社会公益的サービスを継続的に提供できるよう支援している。

このように韓国では国内にある各リソースの持つ強みを上手に活かし、従来公的サービスからもれてしまうようなきめ細かいサービスを多くの国民に長期に提供できるシステムを社会的に充実させている。

3. MF及び社会的企業の導入

韓国労働部（労働省）は2003年から社会的雇用創出事業を推進することで不足した社会サービスの供給拡大を通じた雇用創出の方法を模索し始め、その中で収益を創出し社会的目的に再投資する「社会的企業」を育成する必要を認識。2007年に「社会的企業の設立及び育成に関する法律」を

施行して社会的企業設立・育成支援事業をスタートさせた。

導入に当たっては欧州の社会的企業をモデルにしている。しかし市民社会が成熟した欧州の社会的企業は市民主導であるのに対し、市民活動が未成熟な韓国内に欧州モデルをそのまま導入することは困難と考え、政府主導かつ韓国国内の実情に合わせた形での導入を検討した（労働部談）。

例えば最初期においては韓国大企業SKと協力し子会社「幸せの町（弁当屋）」を設立。社会的弱者を雇用しパイロット事業として試験導入。この成功を見て社会的企業づくりを本格化させた。

また現在では下記の点に留意している。

①社会的目的と経済的収益の両立を目指すこと

- ・社会的企業の承認の際、有給スタッフを雇用し、収入は運営費の1.3倍以上とすること。
- ・元々の営利企業は収益の2/3以上を社会的目的に再投資していること。

②総合的に（労働部の主観で）直接雇用+目的を評価する。

③事業持続可能性

*現在若干収益性を重視した形に制度の見直しを行った。

4. 韓国内における社会的企業

韓国政府から社会的企業と認定されるには下記の4条件の内どれか一つに当てはまる必要がある。

【社会的企業要件】

- ①社員の30%以上を社会的弱者層から雇用している
- ②事業の30%以上を社会的弱者対象のサービス提供している
- ③①②のコンバインド 20% 20%等も可
- ④その他 上記基準を満たさなくても、政府が社会的企業と認めた場合

また韓国政府が社会的企業を認定する上で用いる「社会的弱者」の定義は下記の通り。

【社会的弱者の定義】

- ・55歳以上の韓国国民
- ・平均年収の60%以下の者
- ・6ヶ月以上の失業者
- ・北朝鮮出身者
- ・一時は働いていたことのある主婦
- ・障害者

*内部基準で富裕層は外れる。

5. 社会的企業として政府から認証を受けた際の優遇処置

30%以上、社会的弱者を雇用することが社会的企業の認証要件になっている為、一般企業と比べ社会的企業は業界内での競争力がどうしても低くなってしまふ。そこで下記のように社会的企業の事業継続を国が支援する意味合いを込めた優遇が中心となっている。

- ①外注経営コンサル費用 2000万W/3年。但し、1000万W/1年上限
- ②専門的人材雇用費用 3人まで150万W
- ③職員人件費として1人当たり93.2万W/年
- ④法人所得税+法人税を4年間半額。
- ⑤社会的企業のサービス使用の如何を地方自治体の翌年度予算額に反映させる

例えばソウル市内にある社会的企業の物販及びサービスをソウル市が積極的に利用すると内務省行政安全部（総務省）が評価しソウル市の翌年度予算配分に上乘せされる。このように社会的企業の事業を地方自治体が積極的に利用するようなインセンティブを与える仕組みを政府が制度として構築している。

6. まとめ

08年のリーマンショック以降、生活困窮に陥る人が本当に激増した。現場ではこの勢いはいまだもって止まる事を知らず従来なら貧困に陥らない中間層までが生活困窮のため相談に訪れる事態となっている。しかし一方、生活困窮者の相談にのり福祉事務所等に同行する支援団体も全国的に増え生活困窮者をセイフティネットにつなぐ入り口機能はこの2年で相当に充実した。

しかし普段生活相談に従事する者として今、最も懸念することは生活困窮した人たちのその後である。生活保護によって最低限度の生活が保障されたとしてもいつまでたっても生活保護から抜け出せない。CWは相も変わらず仕事を探せと本人たちに言う人が多いが今どれだけ仕事がないか現状を分かっているのだろうかと思ふことが多々ある。今、本当に日本には仕事がない。そして無いものは逆立ちしても無いのである。しかしふと、無いならないで作った方が早いのではないか？考えた。それが今回のMFと社会的企業に興味を持つ原点である。

韓国の取り組みの最も興味深い点は実はMFや社会的企業そのものではなく、これらに付随したアフターフォロー支援体制の充実である。支援を付けず単に貸付を行った場合、非常に焦げ付き易くなることは第2のセイフティネットがその好例であり、さらに失業者に貸付を行うなど返す当てのない貸付（借金）をすることの危険性を示す例は枚挙にいとまがない。一方韓国は社会的企業とMFを組み合わせたことにより社会的企業の事業収益によってMFの貸付を返す目処を持ち、かつ貸付を行う前からコンサルタントが入り資金のプランニングから事業戦略まで短・中・長期的視野を持ってアドバイスを行う。それによって事業の持続可能性を出来るだけ高め、かつ貸付を着実に返還する。

残念ながら日本にこのような支援体制はない。しかし2010年6月18日に施行された改正貸金業法・特例処置により日本国内でMFを始める法的下地は整った。よってこれからは創業支援ネットワークのような社会的企業の創業から軌道に乗るまでの支援体制を充実させることが重要である。

PSが提唱され被保護者の中間ケアに注目が集まる中、創業支援ネットワークにより全く起業した経験のない者でも社会的企業を起業する体制を整えることは、創業により多くの雇用を生むことで生活保護からの出口戦略になるだけでなく、同時にクオリティの高い社会公益的サービスを広く提供できる可能性を秘めている。

「公 園 ボランティアをしてからの自分」

1. 週 1 日 のボランティアが楽しみになった。
2. 家にとじこもることがなくなった。
3. 作業後の充実感ときれいになったから
4. 汗をかくのが気持ちがいい。
5. ちょっとした冗談もいえるようになった。「ごころさん？」
6. 方向性 ~~-----~~ (自分をみよめる 弱いところ) 勇気 → 変わる
おこひょう。 無口。
7. おもて事がすぐ行動できるようになった。
8. 暗い自分が変わった。
9. 人は、一人じゃお生きていけない。 「支えが必要 アリガトウ」 感謝
10. 大自然に生かされていくこと。
11. けんこう、ありがたさ、3年続けると手帳したから。

6月6日

人は一人では生きられない

一人が気ままに生きていいと思っても、

必ず誰かの世話になるし

孤立しても生きても楽しいはずがない

生きるとは他者とうたがる 交流すること?

人と出会い、対話し心を通わせる活動に充実感

~~とよばる。~~

それが人間であり、生きるということだろう。

○ 全国データ（平成20年度・月平均）

| | 生業扶助 | (参考)総数 | |
|---------|------------|----------------|------------|
| | | | その他世帯 |
| 被保護人員 | 37,383 人 | 1,592,620 人 | — |
| 被保護世帯数 | 32,309 世帯 | 1,148,766 世帯 | 121,570 世帯 |
| 保護費(実績) | 717,883 千円 | 228,104,438 千円 | — |

○ 法令・通知等

①生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）（抜粋）

第17条 生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。

- 一 生業に必要な資金、器具又は資料
- 二 生業に必要な技能の修得
- 三 就労のために必要なもの

②生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）（抜粋）

第7 最低生活費の認定

8 生業費、技能修得費及び就職支度費

(2) 技能修得費

ア 技能修得費（高等学校等就学費を除く）

(7) 生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。

(イ) 身体障害者手帳を所持する視覚障害者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項の養成施設において、はり師、きゆう師になるために必要な技能を修得する場合で、当該技能修得が世帯の自立助長に特に効果があると認められるときは、技能修得の期間が2年をこえる場合であっても、その期間1年につき70,000円の範囲内で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定すること。

(ロ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費及び当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。

なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であつてやむを得ない事情があると認められるときは、116,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(イ) 前記(7)に定めるところにかかわらず、（平成17年3月31日付け社発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コ

コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差しつかえないこと。

なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額186,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

- (オ) 当分の間、次のいずれかに該当する技能習得手当を受けている被保護者については、その実額に相当する額を技能修得費として計上すること。この場合、その者の収入のうち当該計上額は収入充当順位にかかわらず技能修得費に充当することとし、また、その額が技能修得費の一般基準額をこえるときは、特別基準の設定があったものとして取り扱うこと。

なお、bに該当するものとして取り扱う場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

a 雇用対策法等に基づき支給される技能習得手当

b 職業能力開発促進法にいう公共職業能力開発施設に準ずる施設において職業訓練をうける者が地方公共団体又はその長から支給されるaに準ずる技能習得手当

- (カ) 被保護者に対して、障害者自立支援法第77条の規定に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業の更生訓練費給付事業により、更生訓練費又は物品の支給が行われた場合は、当該訓練費の実額又は物品の支給に要する費用の実額を技能修得費として計上するとともに、その者の収入のうち当該計上額は、収入充当順位にかかわらず技能修得費に充当することとし、また、その額が技能修得費の一般基準額をこえるときは、特別基準の設定があったものとして取り扱うこと。ただし、技能修得費を当該訓練費の実額又は物品の支給に要する費用の実額をこえて認定する必要があるとき、又は技能修得費として計上した額を各月に分割して支給することが適当でないと認められるときは、前記の取扱いによらず、一般基準額又は(イ)若しくは(ウ)による特別基準額として認められる額の範囲内において必要と認められる額を技能修得費として計上し、更生訓練費等は収入として認定すること。

- (キ) (ウ)による限度額を超えて費用を必要とする場合であって、次のいずれかに該当するときは、380,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえないこと。

この場合、給付にあたっては、必要と認められる最小限度の額を確認の上、その都度分割して給付するものとする。

a 生計の維持に役立つ生業に就くために専修学校又は各種学校において技能を修得する場合であって、当該世帯の自立助長に資することが確実に見込まれる場合

b 自動車運転免許を取得する場合（免許の取得が雇用の条件となっている等確実に就労するために必要な場合に限る。）

c 雇用保険法第60条の2に規定する教育訓練給付金の対象となる厚生労働大臣の指定する教育訓練講座（原則として当該講座修了によって当該世帯の自立助長に効果的と認められる公的資格が得られるものに限る。）を受講する場合であって、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合

③生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）（抜粋）

第7 最低生活費の認定

問80 局長通知第7の8の(2)のAの(I)において、「実施機関が特に必要と認めた場合」の技能修得費については、どのようなものが対象となりうるか。また認定にあたって留意する点は何か。

答 技能修得費は、生業に必要な技能の修得を目的とするものであるから、対象としては、稼働能力を有する者が、段階的であっても就労を目指して行う取組である必要がある。そのような取組であれば、就職に有利な一般的技能や就労に必要な基礎的能力の修得以外であっても、職場の適応訓練や就労意欲の喚起を目的としたセミナーの受講等に必要な経費についても支給の対象として差しつかえない。費用の支給にあたっては、本人の状況及び取組の内容や程度を勘案するとともに、実施機関と被保護者の間で、当該取組によって達成すべき目標や達成の期限を設定した自立計画書を策定するなど、効果的な取組が行われるよう努められたい。

なお、自立支援に資するものであっても、健康管理や家事などの生活指導など、日常生活の質の向上を主な目的とした取組については、技能修得費の対象としては認められないので留意されたい。

- 生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）（抜粋）

(1) 生業費

問7-130

生業費を支給できる業種

(問) 生業費は、「専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行うために必要な器具若しくは資料を必要とする被保護者」に対して行われることとされているが、どのような業種が考えられるか。

(答) 生業費は、利潤の獲得のみを目的として行われる企業に対して適用するものではなく、生計維持を目的とする小規模事業に対して適用されるものであり、例えば、食料品店（個人商店、八百屋、個人製菓店等）、文化品店（書店、古本屋、文房具店、印章店、玩具店、生花店等）、飲食店（中華ソバ店、大衆食堂、喫茶店等）、自由業（大工、左官等）その他製造加工修理業、サービス業等多岐にわたる種類があげられ、これら小規模事業を営むに必要な設備資金、運転資金を対象とするものである。

* 同 第7-8-(1) 生業費

問7-131

かんがい用水の引水工事と生業費

(問) 開拓地で、かんがい用水の引水工事を行う場合に被保護世帯もこのかんがい用水敷設に要する経費を分担しなければならないが、農産物の生産の増加が期待でき、当該世帯の自立助長に役立つことが明白な実情にある。この負担金を生業費の対象として認定してよいか。

(答) 設問のような資金については、農業近代化資金融通法に基づく貸付資金等の貸付を受けることが考えられ、その場合は償還金を必要経費として認定する途も開かれているので、これを生業費として支給することは適当でない。

問7-133

通信教育における美容師の資格取得

(問) 夫婦と子供3人の世帯において妻が就労のかたわら美容師の資格を取得するため美容師養成所の通信教育による技能修得をしたい旨申出があったが、国家試験を受けるまで実地習練の1年間を含めて3年を要するので他の適当な技能修得をあっ旋すべきかと思うが、この場合、1年間の実地習練期間はある程度の手当収入があり、生業扶助費の支給の必要はないのであるから技能修得期間を2年と認定して、1年目、2年目は必要とする経費をそれぞれ基準額の範囲内で必要な時期に支給するという取扱いは認められるか。

(答) 技能修得費の認定はお見込みのとおり取り扱って差し支えない。すなわち各種学校における就学は、生業扶助(技能修得)の対象となり得るものであり、技能修得を適用する場合に就学期間が1年を超えるものであっても、その就学が世帯の自立更生上効果的と認められるものについては、告別表第7の2ただし書の取扱いによって2年を限度として生業扶助を適用して差し支えない。また、この場合理容師、美容師等のごとく、その資格を取得するために、一定期間の実地習練を経なければならない職種に関しては、実地習練を行う理容所、美容所等から相当額の報酬を受け、これによって技能修得のための必要な費用が賄われるときは、その実地習練の期間は技能修得のための2年の年限に含まれないものとして取り扱って差し支えない。

* **告** 別表第7-2 技能修得費の算定

* **局** 第7-8-(2) 技能修得費

問7-134

公共職業能力開発施設在校者の作業衣

(問) 公共職業能力開発施設に在校する者が訓練を受けるに際して作業衣が必要となるが、これを技能修得費として認定してよいか、それとも就職支度費として認定すべきか。

- * **次** 第6 他法他施策の活用
- * **周** 第8-4-(5)-カ 開拓者資金融通法に基づく政府の貸付資金
- * **周** 第8-4-(5)-ク 農業近代化資金助成法に基づく農業協同組合等の貸付資金

(2) 技能修得費（高等学校等就学費を除く）

問7-132

内部障害者更生施設入所者の自動車学校への入学

(問) 内部障害者更生施設に入所中の要保護者から、退所後の就職が有利であるという理由をもって自動車運転免許を取得するため自動車学校の入学金、授業料、交通費等について支給の申請があったが、これを申請どおり認めてよいか。

(答) 内部障害者更生施設は、結核回復者等内部障害者が一定期間入所し、適切な医学的管理の下に必要な生活指導と職業訓練を行うことを目的として設置運営するものであり、その入所者が、いわゆる課外時間を利用して行う技能修得については原則として生活保護法を適用することは適当とは解されない。とくに設問のように単に退所後の求職にあたって有利な条件となる技能を修得しようとするような者に対して生活保護法による技能修得費を適用することは認められない。

しかしながら、入所者の中には、健康状態が健康者と同程度に回復した者もいるので、これらの者で間もなく退所することが明らかであるものに対しては、自動車運転業務に従事することが可能である旨の医師の診断書と運転免許取得後雇用するという雇用主の証明がある場合に限り、その者の自立助長を図るために自動車運転免許取得に必要な経費について生活保護法による技能修得費を適用して差し支えない。

なお、技能修得費の適用に当たり、生活福祉資金等他法他施策の活用を図るべきことは勿論である。

- * **周** 第7-8-(2) 技能修得費
- * 昭和42年8月1日社更第244号社会局長通知「身体障害者福祉法の一部を改正する法律の施行について」

(答) 技能修得のために直接必要なものであり、かつ、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられるものであれば、技能修得費として認定して差し支えない。

ちなみに、就職支度費はすでに就職が確定した者に対して認定できるものであり、職業訓練校に在校中の者は認定の対象とはならないものである。

* 局 第7-8-(2)-ア-(ウ) 技能修得費として認められるもの

* 局 第7-8-(3) 就職支度費の計上

問7-135

雇用対策法等に基づき支給される技能修得手当

(問) 局第7の8の(2)のアの(オ)のaの「雇用対策法等」の「等」にはどのようなものが該当するか。

(答) 雇用対策法のほかに、駐留軍関係離職者等臨時措置法、沖縄振興特別措置法、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法、雇用保険法等である。

* 局 第7-8-(2)-ア-(オ)-a 技能修得費として計上する技能習得手当

問7-136

職業訓練手当受給者の取扱い

(問) 職業訓練手当を毎月受給すれば保護を要しない者についても、訓練終了後の当該手当の一括受給を認め、訓練期間中保護を継続してよいか。

(答) 職業訓練開始前において被保護者である者については、局第7の8の(2)のアの(オ)に該当する場合にかぎり、お見込みのとおり保護を継続して差し支えない。

したがって、訓練開始と同時に保護の申請があった世帯についてはこのような取扱いは認められないものである。

- * ㊦ 第7-8-(2)-ア-オ 技能修得費として計上する技能習得手当
- * 昭和39年8月19日社発第409号社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領の改正について」

問7-137

特別支援学校高等部別科の技能修得費

(問) 被保護者が特別支援学校高等部の別科に入学する場合「特別支援学校への就学奨励に関する法律」(以下「就学奨励法」という。)により援助で満たされない学用品の購入費を技能修得費の対象として支給してよいか。

(答) 特別支援学校高等部の別科の教育内容は高等教育そのものではなく技能教育を目的としたものであるから、別科に就学する者は技能修得を目的とする各種学校に就学する場合と同様に取り扱うこととなる。したがって、就学奨励法により支給されない学用品の購入は、技能修得費の対象として差し支えないものである。

ただし、この場合の学用品は、学校長の指定証明のある必要最少限度のものに限るべきである。

- * ㊦ 第7-8-(2)-ア-ウ 技能修得費として認められるもの

問7-138


技能修得費の再支給

(問) 一度技能修得費の支給を受けた者について、再度技能修得費を支給することは認められないか。

(答) 例えば事故により障害を負った場合等で著しい状況の変化によって新たな技能を身につけなければ自立が不可能なケースについては、再度技能修得費を支給して差し支えない。

また、自立支援プログラムに基づく場合については複数回の支給が認められ

ているところである。

*  第7-8-(2) 技能修得費


問7-139

自動車運転免許の更新等に要する費用

(問) 自動車運転免許の更新等、資格の更新の際に受講する講習等に要する費用について、技能修得費として支給できるか。

(答) 技能修得のために必要な場合に限り、局第7の8の(2)のアのウの資格検定に要する費用としてお見込みのとおり支給して差しつかえない。

なお、通勤用・事業用自動車の保有を認められた者については、勤労・事業収入から必要最小限度の額を必要経費として控除することができるものである。

*  第8-2 125cc以下のオートバイ等の維持費

問7-155 高等学校等就学中の被保護者が、資格検定試験を受ける場合及び自動車運転免許を取得する場合、技能習得費を支給してよいか。

答 就学中の高等学校等での授業に関連のある資格試験を受ける場合において、当該資格を取得することが、世帯の自立助長に効果があると認められる場合に限り、局第7の8の(2)のアのウにより支給して差し支えない。

また、高等学校等を卒業後、就労するために必要な場合に限り、局第7の8の(2)のアの(キ)のbに基づき、自動車運転免許を取得するために必要な最低限の費用を支給して差し支えない。

なお、技能修得費のうち、高等学校等就学費との併給が認められるものは、資格検定等に要する費用のみであることに留意されたい。